

越監告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、教育委員会の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和 5 年 8 月 1 日

越前市監査委員 田 中 英 夫

同 田 中 希 世 子

同 川 崎 俊 之

令和 5 年度 教育委員会 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、標記の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

| | |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 生涯学習・芸術文化課 （生涯学習センター、市史編さん室、 公民館現場） | 令和 5 年 4 月 20 日～4 月 21 日 5 月 15 日～5 月 19 日 |
| 図書館 | 5 月 10 日～5 月 12 日 |
| スポーツ課 | 5 月 22 日～5 月 24 日 |
| 教育振興課（学校教育指導室、学校 及び幼稚園現場） | 6 月 1 日～6 月 7 日 6 月 7 日～6 月 9 日 |

- 4 監査の対象 令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月末までの所管業務全般

5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱の遵守並びに文書管理規程の遵守 ②業務手順書は、内部統制として有効に機能しているか ③委託契約等における契約内容及び履行確認 ④補助金交付における補助対象経費及び実績報告の審査 ⑤債権回収・滞納整理事務における法令遵守と公平性 ⑥現金及び有価証券取扱い事務における内部統制の確立を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。

| 区 分 | 指摘事項 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 所管課 | 生涯学習・芸術文化課 |
| 表 題 | 武生青年会館について |
| <p>武生青年会館は、武生市連合青年団（以下、青年団）に年間約20万円 で運用及び維持管理を委託している。</p> <p>当施設は、昭和63年3月31日に青年団と普通財産使用賃貸借契約（平成10年に新契約締結）及び覚書を締結しているが、契約書第2条に規定される「貸付期間の延長手続き」を行わないまま現在まで貸付を継続している。</p> <p>また、青年団に当施設を無償貸付する覚書への対応については、平成18年5月1日付で市の今後の方針を整理しているが、その後、この方針に沿った協議等が実施されているか確認できなかった。</p> <p>平成18年以降すでに15年以上が経過しており、青年団の状況も大きく変化していると思われることから、契約書や覚書の内容を含め、改めて施設の在り方や運用等について見直す時期と考える。財産管理部門とも協議のうえ、適切な財産管理に努められたい。</p> | |